強關化

NANPORO RESILIENCE



南幌町強靭化地域計画【2020 年度~2026 年度】 2020 年4月



【目 次】

| 第1 | 章 はじめに | | |
|----|-----------------------|-------------|-----|
| 1 | 計画の策定趣旨 | | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | | 1 |
| 3 | 地域防災計画と国土強靭化地域計画 | | 2 |
| 4 | 計画期間 | | 2 |
| | | | |
| | | | |
| 第2 | 章 南幌町強靭化地域計画の基本的考え方 | | |
| 1 | 南幌町の概況と災害の記録 | | 3 |
| 2 | 南幌町強靭化地域計画の基本目標 | | 4 |
| 3 | 本計画の対象とするリスク | | 5 |
| | | | |
| | | | |
| 第3 | 章 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログ | <u> ブラム</u> | |
| 1 | 脆弱性評価の考え方 | | 6 |
| 2 | リスクシナリオの設定 | | 6 |
| 3 | 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログラム | | 7 |
| | (1)人命の保護 | | 1 1 |
| | (2) 救助・救急活動等の迅速な実施 | | 2 7 |
| | (3)行政機能の確保 | | 3 5 |
| | (4)ライフラインの確保 | | 3 9 |
| | (5)経済活動の機能維持 | | 5 5 |
| | (6) 二次災害の抑制 | | 5 7 |
| | (7) 迅速な復旧・復興等 | | 5 9 |
| | | | |
| | | | |
| 第4 | 章 計画の推進管理 | | |
| 1 | 計画の推進期間等 | | 6 3 |
| 2 | 計画の推進方法 | | 6 3 |

【別表】強靭化のための施策プログラムと推進事業

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、2013 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から 5 年が経過した 2019 年 12 月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定されました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている千島海溝南部・日本海溝北部の海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を 2015 年 3 月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されています。

この間、本町においても、これまでの災害や東日本大震災等の教訓を踏まえ、「南幌町地域防災計画」を策定し、防災・減災のための取り組みを強化してきたところであります。また、2018年胆振東部地震の経験から、災害備蓄等の見直しを行い、状況の変化や新たな課題などに対応すべく整備を進めています。

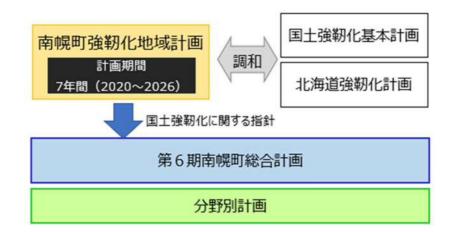
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される 大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要 であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、町民、国、 北海道、民間事業者等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していかなければなり ません。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「南幌町強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関係する部分について、本町の様々な計画等の指針として、国の「国土強靭化基本計画」、北海道の国土強靭化地域計画である「北海道強靭化計画」と調和のとれた「国土強靭化地域計画」として策定します。

第6期南幌町総合計画や他の分野別の計画と連携しながら、重点的・分野横断に推進する計画として、防災計画や産業、医療エネルギー、まちづくり交通等の国土強靱化に関連する部分施策と連携しながら、長期的視点に立って一体的に推進します。



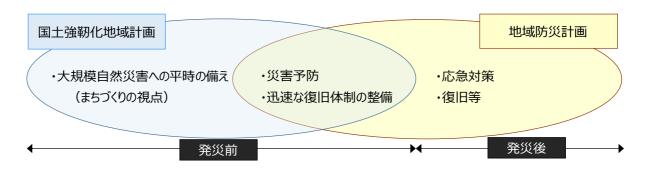
3 地域防災計画と国土強靭化地域計画

本町における災害への取り組みについて定めた計画としては、既に「南幌町地域防災計画」があります。

南幌町地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靭化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる 対応について定めています。



4 計画期間

計画期間は7年間とします。(2020年度~2026年度)

第6期南幌町総合計画との連動性を高めるため、第6期南幌町総合計画【後期計画】の見直し年度(2021年度)に合わせて、強靭化地域計画の推進状況や課題を整理し、見直す「中間点検」を行い、以降5ヵ年の計画実施に反映させることで、第6期南幌町総合計画【後期計画】の実行期間(2022~2026年度5ヵ年間)との整合性を図ります。

また、国や北海道における強靭化の状況や社会情勢の変化に応じた柔軟性のある施策の推進が必要となるため、計画期間中においても、適正な進行管理を行い、随時、施策プログラムや推進事業の見直しを行います。

第2章 南幌町強靭化地域計画の基本的考え方

1 南幌町の概況と災害の記録

(1)位置及び面積

南幌町は、北海道の中央部よりやや西南端の石狩平野に位置し、夕張川、千歳川に囲まれ、東北は岩見沢市、東南は旧夕張川を隔てて長沼町、西南は千歳川を挟んで北広島市、江別市に接しています。東端は東経 141度 42分、西端は東経 141度 34分、北端は北緯 43度 07分、南端は北緯 42度 59分に位置し、東西に 11.765 km、南北に 13.85 km、面積は 81.36 kmを有しています。

(2) 地勢及び気候

東北部より、やや緩傾斜しており、高丘地は全くない全町平坦地区で標高は 10mです。

旧夕張川及び幌向運河沿に発達した沖積土と幌向原野を形成する泥炭地からなり、泥炭地帯においては各種土地改良事業が進められました。

四季を通じて昼夜の温度差が著しく、内陸型特性を有しています。1年間の平均的温度変化は1~2月は-7.8℃で、4月上旬より急激に上昇し、8月上旬には21℃前後に達します。8月中旬を過ぎると急激に降下し、11月には3℃となります。

雨量は、8~9月が最も多く、月平均 140mm 程度であり、5月が最も少なく30mm 程度です。初霜は10月上旬、初雪は11月上旬、終雪は4月上旬です。

(3)災害の記録

本町の過去の災害は、増水による石狩川の逆水及び千歳川上流の増水による江別川の 氾濫、その他町内小河川の溢水によるものです。

【過去の主な自然災害】

(水害)昭和56年8月3日~6日

- ・8月3日夜より6日午前8時までの総雨量は、399.0mm に達し、千歳川、裏の沢で水位6日午前2時30分9m85に達した。
- ·全町:床上下浸水 422 戸、田畑の冠水・浸水 2,127ha など

(地震) 平成 30 年北海道胆振東部地震

- ·震度 5 弱(南幌町)
- ・町内全域で停電が発生、全域復旧まで約 57 時間(ブラックアウトを含む) など

(雪害) 平成 18 年 1 月 18 日~19 日

・発達した低気圧の影響により降雪。ビニールハウス、D型倉庫 14 棟 (12 戸) 倒壊。被害総額 6,994 千円。

2 南幌町強靭化地域計画の基本目標

本町における強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本町の強靱化は、平時の段階から、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能を強化する取り組みです。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など、本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならないと考えます。

こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。以上の考え方を踏まえ、強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

【南幌町強靭化地域計画の基本目標】

- (1) 大規模自然災害から町民の生命、財産及び社会経済機能を守る
- (2) 南幌町の強みを生かし、国・北海道全体に貢献する
- (3)災害に強い地域社会・地域経済の実現と迅速な復旧復興体制を確立する



南幌町の持続的成長を促進する

3 本計画の対象とするリスク

強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「大規模自然災害から町民の生命、財産及び社会経済機能を守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「南幌町の強みを生かし、国・北海道全体に貢献する」という観点から、道内外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、災害事象ごとの概略を以下に提示します。

(1)地震

- 1-1 海溝型地震
- ·千島海溝南部·日本海溝北部 (三陸沖北部、十勝沖)
- ·日本海東縁部(北海道南西沖、留萌沖、北海道北西沖)
- 1-2 内陸型地震
- ・活断層帯(石狩低地東縁断層帯主部、サロベッ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、石狩低地東縁断層帯南部、沼田-砂川付近の断層帯)
- ・札幌市直下の伏在断層

(2)豪雨/暴風雨/竜巻

・過去30年の台風接近数は、北海道では年平均1.7個(全国平均約3個)と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生。

(3)豪雪/暴風雪

・寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人 的被害が頻繁に発生。

(4) 町外における主な自然災害リスク

- 4-1 首都直下地震
- ·発生確率 · · · M7.3 程度、30 年以内に 70%
- ·被害想定 ··· 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、 建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県
- 4-2 南海トラフ地震
- ·発生確率 · · · M8~9以上、30年以内に70~80%
- ·被害想定 ··· 死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円、被災範囲 40 都府県(関東、北陸以西)

第3章 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログラム

1 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること(脆弱性評価)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5号)、国土強靭化基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、 国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組 みにより脆弱性評価を実施しました。

【リスクシナリオ】 「起きてはならない最悪の 事態」の設定 【脆弱性評価】 事態回避に向けた現行施策の 対応力についての分析・評価 【施策プログラムと推進事業】 推進すべき施策プログラムの 策定及び推進事業の設定

(2) 脆弱性評価において想定するリスク(自然災害)

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施しました。

また、国土強靱化への貢献という観点から、町内、道内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価しました。

2 リスクシナリオの設定

(1) 本町におけるリスクシナリオ

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

(2)評価の実施手順

リスクシナリオに定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを 収集し、参考指標として活用しました。

【南幌町におけるリスクシナリオ】

| | カテゴリー 【 7 】 | | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」【18】 |
|---------|--------------|-----|---------------------------------|
| | | 1-1 | 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | | | 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| 1 | | 1-3 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| 1 | 人命の保護 | 1-4 | 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | | 1-6 | 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| , | 救助・救急活動等の讯 … | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| 2 | | 2-2 | 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| E-6×116 | | 2-3 | 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 | 行政機能の大幅な低下 |
| | | 4-1 | エネルギー供給の停止 |
| 1 | ライフラインの確保 | 4-2 | 食料の安定供給の停滞 |
| 4 | フィフラインの地球 | 4-3 | 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-4 | 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 | サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| / | 四述母後旧"接興寺 | 7-2 | 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

3 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログラム

(1)施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ、本町における強靭化施策の取組方針を示す48の「強靭化のための施策プログラム」を設定します。

施策プログラムの推進にあたっては、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行うこととします。

(2)施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」として位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

(3)施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

『第6期南幌町総合計画』の重点プログラムで掲げる「安全・安心、いきいきと暮らせるプログラム」の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、第6期南幌町総合計画の方向に沿った取り組みや、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、30の重点化すべき施策項目を設定しました。

(4)推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業について、強靭化のための施策プログラムに基づき別表に整理します。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

【強靭化のための施策プログラム】

| 強靭化のための施策プログラム | |
|----------------------------------|----|
| 1 人命の保護 | |
| 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 | |
| (1-1-1)住宅・建築物等の耐震化 | 重点 |
| (1-1-2)建築物等の老朽化対策 | 重点 |
| (1-1-3)避難場所等の指定・整備 | 重点 |
| (1-1-4)緊急輸送道路等の整備 | 重点 |
| 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 | |
| (1-2-1) 火山噴火に対する警戒避難体制の整備 | |
| 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | |
| (1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成 | |
| (1-3-2)河川改修等の治水対策 | 重点 |
| 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 | |
| (1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化 | 重点 |
| (1-4-2)防雪施設の確保 | 重点 |
| (1-4-3)除排雪体制の確保 | 重点 |
| 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 | |
| (1-5-1) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 | 重点 |
| 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 | |
| (1-6-1)関係機関の情報共有化 | 重点 |
| (1-6-2)住民等への情報伝達体制の強化 | 重点 |
| (1-6-3)通信施設等の防災対策 | |
| (1-6-4)高齢者等の要配慮者対策 | |
| (1-6-5)地域防災活動、防災教育の推進 | 重点 |

| 強靭化のための | D施策プログラム |
|---|---|
| 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | |
| 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関 | わる物資供給の長期停止 |
| (2-1-1)支援物資の供給等に係 | る連携体制の整備 重点 |
| (2-1-2)非常用物資の備蓄推進 | 重点 |
| 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による | 救助・救急活動の停滞 |
| (2-2-1) 防災訓練等による救助・ | 救急体制の強化 重点 |
| (2-2-2)自衛隊体制の維持・拡充 | Č |
| (2-2-3) 救急活動等に要する情報 | 服基盤、資機材の整備 重点 |
| 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻 | 痺 |
| (2-3-1)被災時の医療支援体制 | の強化 重点 |
| (2-3-2) 災害時における福祉的支 | |
| (2-3-3)防疫対策 | |
| 3 行政機能の確保 | |
| 3-1 行政機能の大幅な低下 | |
| (3-1-1)災害対策本部機能等の | 強化 重点 |
| (3-1-2) 行政の業務継続体制の | 整備 重点 |
| (3-1-3) 広域応援・受援体制の割 | を備 重点 |
| 4 ライフラインの確保 | |
| 4-1 エネルギー供給の停止 | |
| (4-1-1)再生可能エネルギーの導 | 入拡大 |
| (4-1-2)電力基盤等の整備 | 重点 |
| (4-1-3) 多様なエネルギー資源の | |
| (4-1-4) 石油燃料等供給の確保 | |
| 4-2 食料の安定供給の停滞 | |
| (4-2-1) 食料生産基盤の整備 | 重点 |
| (4-2-2)地場農産物の付加価値 | ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー |
| (4-2-3)農産物の産地備蓄の推 | <u></u> 進 |
| 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | |
| (4-3-1)水道施設等の防災対策 | 重点 |
| (4-3-2) 下水道施設等の防災対 | |
| 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネット | フークの機能停止 |
| (4-4-1) 交通ネットワークの整備 | 重点 |
| (4-4-2)道路施設の防災対策等 | 重点 |
| (4-4-3) 広域的な公共交通の維 | |
| 5 経済活動の機能維持 | |
| 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻料 | |
| (5-1-1)リスク分散を重視した企業 | 美立地等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| (5-1-2) 企業の業務継続体制の | |
| (5-1-3) 被災企業等への金融支 | |
| (2 2 2) (10 X 11 X 13 X 13 X 13 X 13 X 13 X 13 X | |

| | 強靭化のための施策プログラム | |
|-------|--------------------------------|---|
| 5 二次災 | (害の抑制 | |
| | 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | |
| | (6-1-1) 森林の整備・保全 | |
| | (6-1-2)農地・農業水利施設等の保全管理 | 重点 |
| 7 迅速な | 復旧·復興等 | |
| - | 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ | |
| | (7-1-1)災害廃棄物の処理体制の整備 | 重点 |
| | (7-1-2) 地籍調査の実施 | |
| | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 | |
| | (7-2-1) 災害対応に不可欠な建設業との連携 | *************************************** |
| | (7-2-2) 行政職員等の活用促進 | 重点 |

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

- ① 民間住宅・建築物等の耐震化
 - 住宅の耐震化率は95%の目標に対して80%(2019年12月現在)
 - ・ 木造住宅等の耐震診断、耐震改修に対する助成制度により耐震化を推進する必要がある。
 - 引き続き「北海道耐震改修促進計画」における目標である耐震化率95%の達成に向けて取り組む必要がある。

② 公共建築物の耐震化

- ・ 小中学校の耐震化は2015年に耐震改修工事を完了。
- ・ 公営住宅等の耐震化率は100%(2019年度)
- ・ 公共施設の耐震化率は100%(2019年度)
- ・ 庁舎の耐震改修は2013年に完了。

部門別計画

南幌町公共施設等総合管理計画

北海道耐震改修促進計画

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

- ① 民間建築物等の老朽化対策
 - ・ 空き家の適正管理の推進
 - ・ 管理不全空き家のパトロール、所有者等への指導・助言、空き家等発生抑制の周知啓発
 - 空き家等の所有者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知する必要がある。
 - 空き家等の発生抑制、空き家等の利活用・除却を促進する必要がある。

② 公共建築物の老朽化対策

- ・「南幌町公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえた各施設の現状を把握し、 必要に応じて個別施設計画を策定し、適切な維持管理を実施する。
- ・「南空知消防組合公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえ、経過年数に応じ、詳細な点検を実施するなど安全性の確保を優先し、個々の施設ごとの状態を見極めながら長寿命化を図る。

部門別計画

南幌町公共施設等総合管理計画南幌町公営住宅等長寿命化計画北海道耐震改修促進計画

南幌町住生活基本計画

中心的 正工冶金件 6 區

南幌町役場庁舎個別施設計画

南空知消防組合公共施設等総合管理計画

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

重点

- ① 民間住宅・建築物等の耐震化
 - ■「耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化率の目標達成に向け、「住宅リフォーム助成事業」の中で耐震改修に係る補助を実施し、木造住宅等の耐震化を促進する。

推進事業

住宅リフォーム助成事業(都市施設G)

耐震改修等事業(都市施設G)

② 公共建築物の耐震化

■ 防災拠点及び医療施設、社会福祉施設など多くの町民等が利用する公共施設の耐震化は完了している。引き続き、施設に付随する工作物や非構造部材の定期的点検により施設全体の安全性を確保する。

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|--------------------|-------|----------|
| 住宅の耐震化率 | 80.1% | 95.0% 🗷 |
| 防災拠点及び多数利用公共施設の耐震化 | 100% | 100% → |

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

重点

- ① 民間建築物等の老朽化対策
 - 空き家等に関する管理意識の醸成とともに、「住宅リフォーム助成事業」の活用により空き家等の利活用や除却支援を推進し、特定空き家等の発生を抑制する。

推進事業 住宅リフォーム助成事業(都市施設G)

② 公共建築物の老朽化対策

■ 「南幌町公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえて、各施設における今後の施設の在り方を検討した上で、個別施設計画を策定し、必要に応じた修繕等を実施する。

庁舎改修事業(総務G)

推進事業

南幌小学校大規模改修事業(学校教育G)

町公営住宅計画修繕事業(都市施設G)

消防支署庁舎改修事業 (消防南幌支署)

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|-----------|-----|----------|
| 特定空き家等の件数 | 0件 | 0件 → |

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

- ①避難場所及び避難所の指定・整備
 - ・「南幌町地域防災計画」に基づき避難場所、指定緊急避難場所(屋外避難場所)を指定 洪水時の避難場所:6箇所、洪水時以外の指定避難所10箇所、指定緊急避難場所(屋 外避難場所)6箇所(2019年12月現在)
 - ・ 洪水ハザードマップや町のホームページなどにより避難場所や浸水深の目安等を周知
 - 出前講座などを通じて、避難所や避難行動の周知を徹底する必要がある。
 - 避難所運営訓練の実施や地域との連携などを通じて、避難所の運営体制を構築する必要がある。

② 福祉避難所の指定等

- ・「南幌町地域防災計画」に基づき、福祉避難所、要配慮者利用施設を指定 福祉避難所: 1箇所/要配慮者利用施設: 12箇所
- 避難生活に特段の配慮を要する方の安全確保を図るため、要配慮者の円滑で迅速な避難の確保に努めるとともに、受入に係る施設整備や受入体制を構築する必要がある。

南幌町地域防災計画

災害時職員初動マニュアル

部門別計画

|避難所運営マニュアル

南幌町避難行動要支援者避難支援計画

福祉避難所マニュアル

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

- ① 緊急輸送道路等の整備
 - ・ 地域高規格道路の整備(道央圏連絡道路(国道337号)の整備促進)
 - ・ 一般国道の整備(一般国道337号の整備 交通安全対策)
 - ・ 道路改良及び交通安全施設の整備(一般道道_江別長沼線_歩道設置)
 - ・ 道路改良及び交通安全施設の整備(一般道道 栗山北広島線 道路整備・橋梁整備)
 - ・ 道路改良及び交通安全施設の整備(一般道道 長沼南幌線 道路整備)
 - 緊急輸送道路の計画的な整備を推進する必要がある。
 - 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備

重点

- ①避難場所及び避難所の指定・整備
 - 避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
 - 避難所運営訓練等を実施するとともに、地域との連携を含めた避難所の運営体制の構築を図る。

防災対策事業(総務G)

推進事業

誘客交流拠点施設整備事業(企画情報G)

公園施設管理事業(土木G)

公園施設改築更新事業(土木G)

② 福祉避難所の指定等

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、関係機関との連携を図りながら、福祉避難所の確保に 努める。
- 福祉避難所の施設整備を促進するとともに、避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの体制を整備する。

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|-------------------|------|----------|
| 避難場所・指定緊急避難場所の設置数 | 16箇所 | 16箇所 → |
| 福祉避難所の指定数 | 1箇所 | 2箇所 🗷 |

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

重点

① 緊急輸送道路等の整備

- 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送 道路の計画的な整備を推進する。
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する。

町道管理事業(土木G)
地域高規格道路の整備【道央圏連絡道路(国道337号)の整備促進】中樹
林道路7,300m、長沼南幌道路14,600m(国・土木G)
一般国道の整備【一般国道337号の整備_交通安全対策】南10線~南6線
2,200m(国・土木G)
道路改良及び交通安全施設の整備
【一般道道_江別長沼線_歩道設置】(道・土木G)
道路改良及び交通安全施設の整備
【一般道道_栗山北広島線_道路整備・橋梁整備】(道・土木G)
道路改良及び交通安全施設の整備
【一般道道_展沼南幌線_道路整備
【一般道道_長沼南幌線_道路整備】(道・土木G)

- 1 人命の保護
- 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

- ② 緊急輸送道路等の無電柱化
 - ・ 無電柱化の推進(北海道)
 - 早期完成に向け、関係機関と連携を図る必要がある。
 - 緊急輸送道路における電柱の倒壊による交通の遮断を防止する必要がある。

部門別計画 橋梁長寿命化修繕計画

- 1 人命の保護
- 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

【1-2-1】火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- ① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備
 - ・ 道内の常時観測火山:9火山

アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ケ岳、恵山

- 南幌町は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山 噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。
- 1 人命の保護
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

- ① 洪水ハザードマップの活用
 - ・ 洪水ハザードマップの有効活用(想定し得る最大規模の降雨)
 - 南幌町洪水ハザードマップの町民への周知徹底を図る。

部門別計画 南幌町地域防災計画

- ② 緊急輸送道路等の無電柱化
 - 関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路における無電柱化の取り組みを推進する。

推進事業
町道管理事業(土木G)

施策プログラム

【1-2-1】火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- ① 火山噴火に対する警戒避難体制の整備
 - 北海道等の情報を注視するとともに、関係機関と情報共有・報告等を行う。

推進事業
防災対策事業(総務G)

施策プログラム

【1-3-1】洪水・内水八ザードマップの作成

- ① 洪水ハザードマップの活用
 - 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、ハザードマップの情報を更新するとと もに、町民への周知や防災訓練等を実施する。
 - 浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえた対応を検討する。

推進事業
防災対策事業(総務G)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

【1-3-2】河川改修等の治水対策

- ① 河川改修等の治水対策
 - · 千歳川河川整備計画(国)
 - · 夕張川河川整備計画(国)
 - ・ 町管理河川の計画的な草刈と浚渫の実施や護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水の防止
 - ・ 降雨時における浸水被害の防止
 - ・ 道路冠水の頻出箇所の重点的なパトロールの実施
 - 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理を行う必要がある。
 - 道路冠水箇所のパトロールや雨水管の整備などの雨水対策を推進する必要がある。

② 晩翠遊水地の適正な維持管理

- ・ 晩翠游水地の適正な維持管理(国)
- 関係機関との連携により、晩翠遊水地を適切に管理を行なう必要がある。

1 人命の保護

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

- ① 暴風雪時における道路管理体制の強化
 - ・ 除排雪担当部署及び除排雪委託業者によるパトロールの実施
 - ・ 幹線道路における交通規制の実施
 - ・ 除排雪委託業者と協力した除雪体制の整備による通行止めの解除
 - 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組む必要がある。
 - 除排雪における体制の整備と、事業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

【1-3-2】河川改修等の治水対策

重点

- ① 河川改修等の治水対策
 - 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理による治水対策を推進する。
 - 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進する。
 - 道路パトロールによる警戒体制の維持により雨水対策を推進する。

普通河川河道掘削事業(土木G)

千歳川の整備【堤防強化の整備】(国・土木G)

千歳川の整備【河道掘削】(国・土木G)

推進事業 千歳川の整備【遊水地群の維持管理】(国・土木G)

石狩川支川の整備【夕張川_堤防整備・河道掘削】夕張川整備計画南幌町2,300

m(国·土木G)

河川環境等の整備【夕張川_自然再生への取り組み】(国·土木G)

② 晩翠遊水地の適正な維持管理

■ 晩翠遊水地の適正な維持管理を行うため、関係機関との連携に努める。

推進事業 遊水地利活用事業(土木G)

施策プログラム

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

重点

- ① 暴風雪時における道路管理体制の強化
 - 暴風雪時の車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下において、 多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。
 - 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供を推進する。
 - 除排雪における体制整備を継続するとともに、事業者を含めた機動的な道路管理体制を確保す

推進事業

地域援助排雪事業(十木G)

雪寒機械導入事業(土木G)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

【1-4-2】防雪施設の確保

① 防雪施設の確保

- ・ 各道路管理者(南幌町、国、道)において、道路点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵 など必要な防雪施設の整備を重点的に進めている。
- ・ 必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な 箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進める必要がある。
- 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組む必要がある。
- 除排雪における体制の整備と、事業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

【1-4-3】除排雪体制の確保

① 除排雪体制の確保

- ・ 除排雪機械を7台保有(2019年12月現在)
- ・ 本格的な降雪前における広報での町民への雪処理マナーの啓発
- 除排雪機械の適切な更新と、除排雪委託業者による除排雪体制を確保する必要がある。
- 除排雪における体制の整備と、地域との連携を強化する必要がある。

② 高齢者世帯等に対する支援

- ・ 高齢者、障がい者世帯に対する玄関先の除雪費用の一部助成の実施
- ・ 高齢者、障がい者世帯に対する間口の置き雪除雪費用の一部助成の実施
- 今後とも高齢者数の増加が見込まれる一方、玄関先の除雪の担い手が不足していることから、除 雪体制を整えるための人材確保について検討が必要である。

部門別計画

|南幌町地域防災計画

南幌町介護保険事業計画·高齢者福祉計画

【1-4-2】防雪施設の確保

重点

① 防雪施設の確保

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に 備え、道路管理者間の情報共有を図り、相互支援体制を強化する。
- 冬季の暴風雪による道路寸断等の被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来、安定的な除雪体制が確保できるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

推進事業

町道管理事業(土木G)

雪寒機械導入事業(土木G)

【1-4-3】除排雪体制の確保

重点

① 除排雪体制の確保

- 除排雪機械の計画的な整備、更新を図るとともに、除排雪委託業者による除排雪体制を確保する。
- 除排雪体制の整備を継続するとともに、地域における自主的な除排雪活動に対する支援を実施する。

推進事業

地域援助排雪事業(土木G)

雪寒機械導入事業(土木G)

② 高齢者世帯等に対する支援

■ 自力での除雪が困難な高齢者、障がい者世帯に対して、玄関先や間口除雪に対する経済的支援を行い、負担の軽減を図る。

推進事業 高齢者在宅支援事業(高齢者包括G)

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|-------------------|------|----------|
| 高齢者在宅支援事業(除雪)実施件数 | 102件 | 120件 🧷 |

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

脆弱性評価

【1-5-1】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
 - ・ 毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄 防寒対策用資機材の備蓄状況(2019年4月現在)

| 品名 | 数量 |
|-----------|--------|
| 毛布 | 1,000枚 |
| マット | 1,000枚 |
| 防寒着 | 24着 |
| 寝袋 | 30個 |
| 大型ストーブ | 2台 |
| ポータブルストーブ | 26台 |

■ 避難所における冬季防寒対策を推進する必要がある。

| 部門別計画 | 南幌町地域防災計画 |
|-------|------------------------------|
| 可几分词。 | 第2次南幌町災害備蓄品整備計画(2018年~2022年) |

【1-5-1】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

重点

- ① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
 - ストーブ等、資機材の計画的な備蓄など、避難所等における冬季防寒対策を推進する。
 - 厳寒期における災害の発生を想定し、災害時における地域の拠点となる避難所等に電力と燃料を 供給できる体制を整備する。
 - 年度別災害備蓄品整備計画に基づき整備する。

推進事業

防災対策事業(総務G)

防災設備等整備事業(総務G)

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

脆弱性評価

【1-6-1】関係機関の情報共有化

- ①災害時における情報連絡体制の確保
 - ・ 防災行政無線の維持管理

全戸、公共施設、商店、企業等及び集合住宅へ個別受信機を設置 屋外拡声子局 6 基

通信機器の設置状況(2019年11月末時点)

| 機器名 | 数量 |
|------------------|--------|
| 防災行政無線(住民·企業·施設) | 2,809戸 |

- 防災行政無線の適正な管理が必要である。
- 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。

② 防災情報共有システムの運用

- ・ 防災情報共有システムの活用 全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Em-Net(緊急情報ネットワークシステム) 北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システム
- 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

部門別計画 南幌町地域防災計画

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

- ① 地域コミュニティの活性化
 - 行政区・町内会と連携し、自主防災組織設立の取り組みが必要である。

② 住民等への情報伝達体制の強化

- ・ 避難勧告等の発令基準について、国や道の防災気象情報の活用と連携を図る。
- ・ 各種情報伝達手段の活用 町ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS: フェイスブック) への掲載など
- 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

部門別計画 南幌町地域防災計画

【1-6-1】関係機関の情報共有化

重点

- ①災害時における情報連絡体制の確保
 - 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
 - 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。

推進事業

防災対策事業(総務G)

防災無線管理事業(企画情報G)

② 防災情報共有システムの運用

■ 防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有を推進する。

推進事業
防災対策事業(総務G)

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|-----------|-------|----------|
| 防災行政無線設置率 | 91.1% | 100% 🗷 |

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

重点

- ① 地域コミュニティの活性化
 - 災害時は、「自助」、「公助」、「共助」の取り組みが不可欠なことから、自主防災組織の設立に向けた取り組みを推進する

推進事業
防災対策事業(総務G)

② 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に安全な避難行動をとれるよう、高齢者や障がい者、旅行者などにも配慮した情報発信を 行うとともに、災害情報の伝達手段の多様化や、わかりやすい情報の発信など、効果的な情報伝 達体制を整備する。
- 停電時における情報伝達手段を確保するための電源対策や、利用できる媒体が限られる場合の 情報伝達体制を整備する。

推進事業

防災対策事業(総務G)

防災無線管理事業(企画情報G)

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

脆弱性評価

【1-6-3】通信施設等の防災対策

- ① 通信施設等の防災対策
 - ・ 役場、保健福祉総合センター、町立南幌病院など主要施設における通信設備の防災対策
 - ・ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の活用
 - 通信インフラの適正な管理と災害時においても行政情報が保管され、行政システムを維持すること が必要である。

【1-6-4】高齢者等の要支援者対策

- ① 避難行動要支援者対策
 - 地域との連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

部門別計画

南幌町地域防災計画

南幌町避難行動要支援者避難支援計画

【1-6-5】地域防災活動、防災教育の推進

- ① 地域防災活動の推進
 - ・ 自主防災組織の設立状況(2019年12月現在)

組織数:0組織

- 地域における「共助」の取り組みの重要性に関する意識の啓発が必要である。
- 地域ごとの実情を踏まえた行動計画の検討が必要である。

② 消防団の活動体制の強化

- ・ 消防団員:86名(うち女性消防団員5名 充足率97%)
- 消防団入団を促進するための勧誘活動等を行い、欠員を補充する必要がある。
- 活動技術の向上、施設、資機材の整備等多面的な消防団強化 対策を実施し地域の消防力強化を図る必要がある。

③ 防災教育の推進

- ・ 保護者、児童生徒に対する注意喚起や防災に関する授業の実施
- ・ 学校における定期的な避難訓練の実施
- 学校による定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り組む必要がある。

【1-6-3】通信施設等の防災対策

- ① 通信施設等の防災対策
 - 災害時においても行政情報が保管され、行政システムを維持するために、通信インフラの計画的な 更新を行い、行政情報のバックアップ体制の整備を進める。

推進事業 庁舎改修事業(総務G)

【1-6-4】高齢者等の要支援者対策

- ① 避難行動要支援者対策
 - 「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と個別計画の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な行動をするため、関係機関や地域との連携による支援体制を整備する。

【1-6-5】地域防災活動、防災教育の推進

重点

- ① 地域防災活動の推進
 - 地域の自主防災組織の設立や地域における防災のリーダー育成などへの支援により、地域における 自主的な防災活動を推進する。

推進事業 防災対策事業(総務G)

② 消防団の活動体制の強化

■ 地域防災体制の充実強化を図るため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき消防団への加入促進、施設装備等の拡充に向けた計画的整備を促進し、より実践的な訓練の取り組みを推進する。

推進事業 消防団充実強化事業(消防南幌支署)

③ 防災教育の推進

■ 平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取り組みを推進する。

推進事業 総合的な学習事業(学校教育G)

【指 煙】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|-------|-----|----------|
| 消防団員数 | 86名 | 88名 🗷 |

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

- ①物資供給等に係る連携体制の整備
 - ・ 北海道及び道内市町村、民間企業、団体等との防災に関する各種協定の締結
 - 各種協定に基づく連携、連絡体制を整備する必要がある。
 - 引き続き、各種協定の締結による災害時の応援体制を確保する必要がある。

部門別計画 南幌町地域防災計画

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

- ① 非常用物資の備蓄推進
 - ・ 非常用物資の計画的な備蓄

食料等の備蓄状況

| 品名 | 数量 |
|----------|--------|
| アルファー米 | 2,200食 |
| サバイバルフーズ | 2,040食 |
| 簡易トイレ | 17食 |

これらの他にもマスク等の衛生用品や医薬品を備蓄

防災資機材の備蓄状況

| 区分 | 数量 |
|-------|-----|
| 発電機 | 10台 |
| 投光機 | 12台 |
| 簡易ベット | 8袋 |

- 各家庭における食料、飲料水等の備蓄に関する意識啓発が必要である。
- 避難所等への備蓄品の適正な配置に関する検討が必要である。

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

重点

- ①物資供給等に係る連携体制の整備
 - 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行う ため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定 について、その実効性を確保するとともに、平時からの協力関係を構築する。

推進事業
防災対策事業(総務G)

【2-1-2】非常用物資の備蓄推進

重点

- ① 非常用物資の備蓄推進
 - 各家庭における「自助」の取り組みである食料、飲料水等や最低限の生活物資、医薬品等の備蓄 に関する町民への意識啓発を行う。
 - 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
 - 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。
 - 年度別災害備蓄品整備計画に基づき整備する。

推進事業
防災対策事業(総務G)

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|-----------------------|------|----------|
| 年度別災害備蓄品整備計画に基づく年度整備率 | 100% | 100% → |

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

脆弱性評価

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

- ① 実践的な防災訓練等の実施
 - ・ 町や防災会議等による各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制の強化
 - ・ 北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区(石狩、後志、空知)参集訓練の実施
 - 効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を高める必要がある。

② 消防職員の育成

- ・ 救急救命士の各種研修及び実習による救急教育の推進
- 救急・救助体制を維持するため、計画的に人材を育成する必要がある。
- ③ 応急手当、救命処置等の普及啓発
 - AEDの取扱いを含む応急手当の正しい知識と技術を習得するための受講促進に努める必要がある。

普通救命講習受講者225人/一般救命講習受講者144人【2018年度 合計369人】

■ 町民に対する救命処置等の普及啓発を行う必要がある。

部門別計画 南幌町地域防災計画

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

- ① 自衛隊体制の維持・拡充
 - 自衛隊体制の維持・拡充に向けた関係機関等との連携が必要である。

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

重点

① 実践的な防災訓練等の実施

- 南幌町地域防災計画に基づく訓練の実施により、関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性の向上を図る。
- 住民や関係機関の参加のもと、特に訓練実施の必要性が高い災害を想定し、実践的な訓練を実施する。
- 各関係機関における訓練や関係機関相互の連携体制の強化を図るために行う複合災害に対応した訓練の実施により、災害対応能力の向上を図る。

推進事業 防災対策事業(総務G)

② 消防職員の育成

- 消防職員の災害対応能力の向上を目指し、各種研修に参加させ、計画的な人材育成を図る。
- 救急・救助体制を維持するため、救急救命士の充実を図る。

推進事業 救急業務高度化推進事業(消防南幌支署)

③ <u>応急手当、救命処置等の普及啓発</u>

■ 応急手当普及員の資格を有する女性消防団員を活用し住民等に対し救急講習を通じ、AEDの操作方法など救命処置の普及啓発を推進する。

推進事業 救急業務高度化推進事業(消防南幌支署)

【指標】2018年度末

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|--------------------|------|----------|
| 救急救命士の人数 | 8人 | 10人 🗷 |
| 救急講習受講者数(消防南幌支署開催) | 369人 | 500人 🗷 |

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

① 自衛隊体制の維持・拡充

■ 災害時において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊について、北海道内における配備体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取り組みを推進する。

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

脆弱性評価

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- ① 救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備
 - ・ 消防車両等の配備状況 (2019年4月現在)

| 区分 | 数量 |
|---------|----|
| ポンプ・水槽車 | 4台 |
| 積載車 | 4台 |
| 救急車 | 1台 |
| その他 | 2台 |

- ・ 消防水利の安定確保のため、消火栓、耐震性防火貯水槽を維持し計画的に整備する必要がある。
- ・ 消防通信指令台、消防救急デジタル無線の維持管理の継続と、充実強化を図る必要がある。
- ・ 消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材の購入、更新による整備が必要である。
- 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

部門別計画 南幌町地域防災計画

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

脆弱性評価

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

- ① 被災時の医療支援体制の強化
 - 北海道や医師会、歯科医師会等との連携した「南幌町地域防災計画(医療救護計画)」に基づく被災時における適切な医療救護活動の実施
- ② 町立南幌病院の医療の充実
 - ・ 医療従事者の確保と研修体制の強化などによる良質な医療提供体制の整備
 - ・ 医療機器の計画的な整備・更新
 - 町立南幌病院の診療機能や災害対応力の強化に向けた体制の整備が必要である。

| 部門別計画 | 南幌町地域防災計画 |
|------------|--------------------|
| וםניתו ואם | 新国民健康保険町立南幌病院改革プラン |

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

重点

- ① 救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備
 - 消防力を維持するため、消防車両の計画的な更新を行う。
 - 消火栓・防火水槽の整備により、消防力の向上を図る。
 - 119番通報における多言語通訳システム、N e t 119緊急通報システムの導入を行う。 多言語通訳システム〜 外国人による119番通報を電話通訳センターを介した三者同時通話 を行うシステム

Net119緊急通報システム~ 聴覚・言語機能に障害のある方が円滑に119番通報を行う ことができるシステム

■ 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材の更新・配備を計画的に行う。

推進事業

消防車両更新整備事業(消防南幌支署)

消防水利整備事業(消防南幌支署)

防災対策事業(総務G)

施策プログラム

【2-3-1】被災時の医療支援体制の強化

重点

- ① 被災時の医療支援体制の強化
 - 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会等との連携による災害時医療支援体制を整備する。
- ② 町立南幌病院の医療の充実
 - 医療従事者の確保や医療機器の更新等を計画的に進め、医療支援体制の整備を図る。

推進事業 医療機器購入事業(町立南幌病院)

- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

脆弱性評価

【2-3-2】災害時における福祉的支援

- ① 災害時における福祉的支援
 - ・ 民生委員の数: 23名(2019年12月現在)
 - 個別計画の作成と平時における福祉的支援の人材を確保する必要がある。

部門別計画

南幌町地域防災計画

南幌町避難行動要支援者避難支援計画

【2-3-3】防疫対策

- ① 防疫対策
 - 予防接種:麻しん・風しんワクチン接種
 - 関係機関との連携による感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨が必要である。
 - 予防接種の適正な実施による感染症の発生・まん延の防止が必要である。
- ② <u>応急トイレの整備</u>
 - ・ 組立式便座、トイレ袋、トイレ用テント等の整備
 - 簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄を行う必要がある。

部門別計画

南幌町地域防災計画

第2次南幌町災害備蓄品整備計画(2018年度~2022年度)

【2-3-2】災害時における福祉的支援

- ① 災害時における福祉的支援
 - ■「避難行動要支援者の避難支援全体計画」に基づく避難支援等関係者への要支援者名簿の提供と個別計画の作成を推進する。
 - 平時における福祉的支援を支える人材の確保に取り組む。

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|--------|-----|----------|
| 民生委員の数 | 23名 | 23名 → |

【2-3-3】防疫対策

① <u>防疫対策</u>

■ 災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、定期的な 予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行う。

推進事業 感染症予防事業(健康子育TG)

② <u>応急トイレの整備</u>

■ 簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を行う。

推進事業 防災対策事業(総務G)

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|----------------|----------------------|----------|
| 麻しん・風しんワクチン接種率 | 第1期96.9% 第2期92.5% | / |

- 3 行政機能の確保
- 3-1 行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

- ① 災害対策本部訓練の実施
 - ・ 災害対策本部の設置時における事後検証の実施
 - 災害対策本部訓練の実施と検証を行い、本部機能の強化に向けた取り組みを推進する。
 - 災害時における避難所運営のため、職員の動員体制や事務手続きを検証する必要がある。
- ② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実
 - 「庁舎改修事業」の実施
 - 防災指揮拠点として庁舎の設備改修が必要である。

| | 南幌町地域防災計画 |
|-------|----------------|
| 部門別計画 | 南幌町公共施設等総合管理計画 |
| | 南幌町役場庁舎個別施設計画 |

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

- ① 行政の業務継続体制の整備
 - ・「業務継続計画(BCP)」の策定(策定中)
 - ■「業務継続計画」に即した行動手順の点検や訓練の実施と検証が必要である。
 - 災害時における業務継続体制の確立が必要である。(防災拠点のライフラインの確保)

部門別計画 南幌町地域防災計画

【3-1-1】災害対策本部機能等の強化

重点

- ① 災害対策本部訓練の実施
 - 災害時に設置する災害対策本部が、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。
 - 南幌町地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。

推進事業
防災対策事業(総務G)

- ② 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実
 - 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎の整備を行う。

推進事業
广舎改修事業(総務G)

【3-1-2】行政の業務継続体制の整備

重点

- ① 行政の業務継続体制の整備
 - 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため「業務継続計画」を策定し、行動手順の点検や訓練の実施、検証による計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
 - 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎における災害時の業務継続体制を確保するため、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。

推進事業 防災対策事業(総務G)

- 3 行政機能の確保
- 3-1 行政機能の大幅な低下

脆弱性評価

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

- ① 広域応援・受援体制の整備
 - ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道広域消防相互応援協定

· 緊急消防援助隊応援等実施計画(南空知消防組合)

· 緊急消防援助隊受援計画 (南空知消防組合)

· 緊急消防援助隊 消火部隊 隊員10名 (内 南幌支署隊員4名 登録車両1台)

 救助部隊
 隊員10名
 (内 南幌支署隊員2名)

 救急部隊
 隊員10名
 (内 南幌支署隊員2名)

 後方支援部隊
 隊員10名
 (内 南幌支署隊員2名)

■ 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

部門別計画 南幌町地域防災計画

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

重点

- ① 広域応援・受援体制の整備
 - 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画をより実効性のあるものに 見直しを行い、他自治体等からの支援を円滑に受ける体制を整備する。
 - 緊急消防援助隊登録車両の資機材を計画的に更新整備する。
 - 多種多様な災害を想定した実践的訓練の継続。

推進事業

防災対策事業(総務G)

消防車両更新整備事業(消防南幌支署)

4-1 エネルギー供給の停止

脆弱性評価

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- ① 再生可能エネルギーの導入拡大
 - ・ 国や道と連携し、エネルギーの地産地消など関連施策を推進する。
 - ・ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入
 - ・ 庁舎等の防災拠点における再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入状況(2019年3月現在)

| 区分 | 規格 | 備考 |
|-------------|-------|------|
| 稲わらペレットボイラー | 350KW | 南幌温泉 |

■ 既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギーの導入拡大の必要がある。

【4-1-2】電力基盤等の整備

- ① 電力基盤等の整備
 - 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策が必要である。
- ② 停電時におけるバックアップ体制の構築
 - ・ 庁舎等の防災拠点における非常用電源設備の導入状況:設置済み(2019年3月現在)
 - ・ 指定避難所における非常用電源設備の導入施設:0箇所(2019年12月現在)
 - 役場庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。
 - 停電時における地域の防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

- ③ 省エネ・ピークカットの推進
 - 安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

部門別計画 南幌町地域防災計画

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- ① 再生可能エネルギーの導入拡大
 - 公共施設等への再生可能エネルギーの導入拡大を推進する。

推進事業

庁舎改修事業(総務G)

|地域新エネルギー推進事業(企画情報G)

【4-1-2】電力基盤等の整備

重点

① 電力基盤等の整備

- 電気事業者による電力基盤等の整備と適正な運用により、電力の安定供給を図る。(民間)
- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、公共施設における電気設備の耐災害性の向上 に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。

推進事業 保健福祉総合センター非常用発電機設置事業(総務G)

② <u>停電時におけるバックアップ体制の構築</u>

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、指定避難所などの防災拠点における 非常用電源設備等の導入を推進する。
- 地域における自主的な防災活動を支援するとともに、各家庭における平時からの備えに対する意識 啓発による「自助」の取り組みを促進する。
- 指定避難所における非常用電源設備の導入及び移動用発電機の整備を推進する。

推進事業

防災対策事業(総務G)

庁舎改修事業(総務G)

誘客交流拠点施設整備事業(企画情報G)

③ 省エネ・ピークカットの推進

■ 電気事業者の供給負荷を低減するため、民間を含む省エネやピークカットの取り組みを推進する。

推進事業

街路灯等維持管理事業(環境交通G)

街路灯等保守管理事業(環境交通G)

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|------------------|------|----------|
| 街路灯におけるLED照明設置基数 | 334基 | 805基 🗷 |

4-1 エネルギー供給の停止

脆弱性評価

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

- ① 多様なエネルギー資源の活用
 - 災害時における電力や熱の供給を維持するため、エネルギー構成の多様化を図る必要がある。

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

- ① 石油燃料等供給の確保
 - ・ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結 (南空知地方石油業協同組合:2019年3月)
 - 災害時などにおける緊急車両等への石油類の優先給油
 - 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油類の優先提供
 - 災害時における石油燃料等の安定確保に関する取り組みが必要である。
 - 災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

部門別計画 南幌町地域防災計画

4 ライフラインの確保

4-2 食料の安定供給の停滞

脆弱性評価

【4-2-1】食料生産基盤の整備

- ① 農業の担い手の育成・確保
 - ・ 南幌町農業振興ビジョンの策定(2020年度)
 - ・ 就農支援制度を活用した新規就農者の育成、確保に関する取り組み
 - ・ 農業経営の法人化や担い手への利用集積の推進に関する取り組み
 - 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

- ① 多様なエネルギー資源の活用
 - 再生可能エネルギーや地中熱発電など、エネルギー構成の多様化の推進と、災害を想定した蓄電 設備の導入によるバックアップ体制の整備を検討する。

|庁舎改修事業(総務G)

推進事業

地域新エネルギー推進事業(企画情報G)

誘客交流拠点施設整備事業(企画情報G)

【4-1-4】石油燃料等供給の確保

- ① 石油燃料等供給の確保
 - 災害時における住民生活の安全と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関による協力体制を構築する。

推進事業 防災対策事業(総務G)

施策プログラム

【4-2-1】食料生産基盤の整備

重点

- ①農業の担い手の育成・確保
 - 新規就農に対する多様な支援を実施し、担い手の育成と確保を図る。

新規就農支援事業(農政G)

推進事業

担い手育成対策事業(農政G)

ふるさと就農促進給付金事業(農政G)

4-2 食料の安定供給の停滞

脆弱性評価

② 農業生産基盤の整備

- ・ 国や北海道の事業を活用しながら、農業生産基盤の整備を実施 実施地区:6地区(2020年度)
- ・ 多面的機能支払交付金を活用した農地や農業用施設の維持管理の実施
- 農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策が必要である。
- 農業の経営効率化に向けた農地の大区画化などの農業生産基盤の整備が必要である。
- 担い手の減少や高齢化等により、農地や農業用施設の維持管理が困難になる組織の発生が懸念される。

③ スマート農業の推進

- · RTK基地局 登録農家件数:16件(2019年12月現在)
- ・ 高精度位置情報システムによる土地利用型農業に対応したアシスト走行機器の普及の促進
- 農業における作業負担の軽減と収益率向上の取り組みが必要である。

部門別計画 南幌町農業振興ビジョン

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- ① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大
 - ・ 関係機関・団体との協力による安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大の取り組み
 - 災害時における食料の安定供給を行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。

部門別計画 南幌町農業振興ビジョン

② 農業生産基盤の整備

■ 土地改良施設の計画的な更新や、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及促進などによる農業生産基盤の整備を推進する。

農業振興補助金交付事業(農政G)

道営経営体育成基盤整備事業(農政G)

多面的機能支払事業(農政G)

農業経営高度化促進事業(農政G)

国営農業農村整備事業

推進事業

【国営かんがい排水事業_北海地区】(国・農政G)

国営農業農村整備事業

【国営かんがい排水事業 江別南幌地区】(国・農政G)

農地整備事業

【鶴城(一期)、鶴城(二期)、西幌、三重、暁(第1)、暁(第2)

暁(第3)】(道·農政G)

③ スマート農業の推進

■ ICTの利活用による農作業の効率化・省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の実現に向けた取り組みを推進する。

推進事業 スマート農業推進事業(農政G)

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|---------------|-----|----------|
| RTK基地局 登録農家件数 | 16件 | 35件 🧷 |

【4-2-2】地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- ① 地場農産物の付加価値向上と販路拡大
 - クリーン農業を推進し、付加価値の高い食品づくりや販路拡大を促進する。 新鮮かつ安全・安心な農産物の消流活動を推進する。

地産地消活動推進事業(農政G) 推進事業 食育活動推進事業(農政G) 都市との交流と販路拡大事業(農政G)

4-2 食料の安定供給の停滞

脆弱性評価

【4-2-3】農産物の産地備蓄の推進

- ①農産物の産地備蓄体制の整備
 - · 北海道食料備蓄基地構想(北海道)
 - 北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関による協力体制の整備が必要である。

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

【4-3-1】水道施設等の防災対策

- ① 水道事業の危機管理体制の整備
 - 災害対応マニュアルに沿った訓練の実施により、実効性について検証する必要がある。
 - 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策

・ 長幌上水道企業団第2浄水場改築による老朽化対策の推進 水道施設等の防災対策の状況(2019年3月現在)

| 区分 | 現状値 |
|------------|------|
| 基幹管路の耐震適合率 | 2.0% |
| 送·配水管耐震化率 | 1.8% |
| 配水池耐震化率 | 100% |

■ 防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

部門別計画 水道危機管理マニュアル (長幌上水道企業団)

【4-2-3】農産物の産地備蓄の推進

- ① 農産物の産地備蓄体制の整備
 - 稲作を中心とした道内の食料供給地域として、災害時における食料の安定供給に向けた関係機関との連携による協力体制を強化する。

施策プログラム

【4-3-1】水道施設等の防災対策

重点

- ①水道事業の危機管理体制の整備
 - 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理 体制の強化を図る。
 - 災害時等における飲料水や生活用水の確保のため、応急給水・応急復旧体制を整備するととも に、広域での受援体制の構築を図る。

推進事業 長幌上水道企業団負担金事業(都市施設G)

② 水道施設等の耐震化、老朽化対策

- 災害時における安定的な給水確保のため、水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても、基 幹管路や送・配水管の耐震化を推進する。
- 計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進する。
- 安全で快適なライフライン機能の充実を図るため、長幌第2浄水場の改築を行う。(長幌上水道企業団)

推進事業 長幌上水道企業団第2浄水場改築負担金事業(都市施設G)

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|------------|------|----------|
| 基幹管路の耐震適合率 | 2.0% | 73.7% 🗷 |
| 送·配水管耐震化率 | 1.8% | 57.0% ↗ |

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

- ① 下水道事業の危機管理体制の整備
 - 業務継続計画に沿った訓練の実施により、実効性について検証する必要がある。

② 下水道施設の耐震化、老朽化対策

・ 老朽化した管渠及びマンホールの改築と維持管理、及びポンプ場の主要設備の長寿命化対策の 実施

下水道施設等の防災対策の状況(2019年3月現在)

| 区分 | 現状値 |
|---------|----------|
| 重要管路総延長 | 18.4 k m |
| 雨水排水整備率 | 52.5% |

- 防災対策の推進により、下水道施設の安全性の向上を図る必要がある。
- 排水機能の確保による道路交通機能の維持が必要がある。

③ 合併処理浄化槽の設置促進

- ・ 合併処理浄化槽の設置に対する支援の実施
- 災害時における生活排水の公共用水域への流出を防止する必要がある。

| | 南幌町公共下水道事業業務継続計画 |
|-------|------------------|
| 部門別計画 | 農業集落排水最適整備構想 |
| | 合併処理浄化槽整備計画 |

【4-3-2】下水道施設等の防災対策

重点

① 下水道事業の危機管理体制の整備

■ 災害により下水道機能が低下した場合においても業務が継続できるよう、被災した下水道機能を 早期に復旧させるための業務継続計画の策定と同計画に基づく訓練等の実施により、危機管理体 制の強化を図る。

② 下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策 を推進する。
- 老朽化が進む下水道施設について、長寿命化を図るべく計画的な更新や適正な維持管理に努める。
- 災害時における道路の交通機能を確保するため、道路の雨水対策と連携した浸水対策を推進する。

推進事業 農業集落排水最適整備構想策定事業(都市施設G)

③ 合併処理浄化槽の設置促進

■ 下水道処理区域外においては、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽を設置することにより、生活排水の適切な処理を推進する。

推進事業 合併処理浄化槽設置助成事業(都市施設G)

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|------------|----------|----------|
| 合併処理浄化槽設置率 | 45.2% | 100% 🗷 |
| 重要管路調査延長 | 13.0 k m | 70.6% |

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

【4-4-1】交通ネットワークの整備

- ① 都市の骨格を形成する幹線道路の整備
 - ・ 国道、主要道道のほか、地域高規格道路、地域間連絡道路等、骨格となる道路の整備を推進する。
 - 災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。

② 地域公共交通体系の整備

・ 交通事業者と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた効率的かつ利便性の高い路線バスの運行 体制を確保する。

町内を路線とする民間バス事業者の状況(2019年3月現在)

| 区分 | 現状値 |
|--------------------------|-----|
| 夕鉄バス・空知中央バス・ジェイ・アール北海道バス | 3 社 |

- ・ 地域の交通空白地域等から、市街地区の拠点施設やバスターミナルへのアクセスを確保するため、 町内巡回バスを運行する。
- 災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。
- 地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、町民生活の利便性の向上を図る必要がある。
- 災害時における運行体制の確保に向けた取り組みが必要である。

部門別計画 地域公共交通確保維持改善事業

【4-4-1】交通ネットワークの整備

重点

①都市の骨格を形成する幹線道路の整備

■ 関係機関との連絡・協力体制を密に構築し、国道、主要道道のほか、地域高規格道路の整備に 向けた取り組みを推進する。

推進事業

地域高規格道路の整備 【道央圏連絡道路(国道337号)の整備促進】 中樹林 道路7,300m、長沼南幌道路14,600m (国・土木G)

一般国道の整備【一般国道337号の整備_交通安全対策】南10線~南6線 2,200m (国・土木G)

② 地域公共交通体系の整備

- 交通事業者等と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高いバスの運行 体制を確保する。
- 公共交通の利用が困難又は不便な交通空白等の郊外地域において、地域の拠点や中心市街地へのアクセスを確保するため、新たな公共交通の導入や既存の交通体系の再構築についての検討を進める。
- 災害時における早期の運行再開や代替ルートの想定など、交通事業者等との連携による災害に強い運行体制を整備する。

推進事業
生活路線等交通対策事業(企画情報G)

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|---------------|--------|----------|
| 町内巡回バスの年間利用者数 | 1,753人 | 2,000人 🧷 |

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

【4-4-2】道路施設の防災対策等

- ① 道路施設の防災対策
 - ・ 国道の危険箇所の防災点検、計画的な橋梁の耐震補強、長寿命化等の取り組み(国)
 - ・ 道道における道路の冠水対策、橋梁の長寿命化・耐震化対策等の取り組み(北海道)
 - ・「南幌町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく着実な整備と適切な維持管理 橋梁の管理状況(2019年3月現在)

| 区分 | 現状値 |
|--------|------|
| 橋梁の点検率 | 100% |

- 災害時における交通網の確保が必要である。
- 橋梁などの道路施設に関する老朽化対策が必要である。

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- 道路の適正管理による道路環境の維持が必要である。
- 路面陥没の早期発見と速やかな補修等の実施が必要である。

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- ・ 老朽化や生育不良等による倒木等の危険がある街路樹の計画的な更新、撤去及び適正な維持管理
- 災害時における道路の閉塞を防止する必要がある。

| 部門別計画 | 南幌町舗装個別施設計画 |
|-------|---------------|
| 部門別計劃 | 南幌町橋梁長寿命化修繕計画 |

【4-4-2】道路施設の防災対策等

重点

① 道路施設の防災対策

- 災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路に架かる橋梁の 橋脚の補強や落橋の防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架替えにかかるコストの縮減を図る。

町道管理事業(十木G)

橋梁長寿命化修繕事業(土木G)

道路改良及び交通安全施設の整備

推進事業

【一般道道_江別長沼線_歩道設置】(道·土木G)

道路改良及び交通安全施設の整備

【一般道道 栗山北広島線 道路整備·橋梁整備】(道·土木G)

道路改良及び交通安全施設の整備

【一般道道_長沼南幌線_道路整備】(道·土木G)

② 地下埋設物の管理、空洞化対策

- 主要な道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、安全で 快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- 道路パトロールの実施や町民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後の速やかな 補修等の体制を整備する。

町道管理事業(土木G)

道路改良及び交通安全施設の整備

【一般道道_江別長沼線_歩道設置】(道·土木G)

推進事業

道路改良及び交通安全施設の整備

【一般道道 栗山北広島線 道路整備·橋梁整備】(道·土木G)

道路改良及び交通安全施設の整備

【一般道道_長沼南幌線_道路整備】(道·土木G)

③ 街路樹の適切な整備、更新と維持管理

■ 災害時における倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な整備、更新と維持管理を推進する。

推進事業 街路管理事業(土木G)

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|----------|-----|----------|
| 点検を行う橋梁数 | 76 | 76 → |

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

- ① 広域的な公共交通の維持
 - ・ 交通事業者と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた効率的かつ利便性の高い路線バスの運行体制を確保する。
 - ・ 地域の交通空白地域等から、市街地区の拠点施設やバスターミナルへのアクセスを確保するため、町内巡回バスを運行する。
 - 路線バスの運行体制の維持
 - 路線バスへの接続機能を有する町内巡回バスの運行体制の維持

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

- ① 広域的な公共交通の維持
 - 災害時における早期の運行再開や代替ルートの想定など、交通事業者等との連携による災害に強い運行体制を整備する。

推進事業 生活路線等交通対策事業(企画情報G)

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性 | ŧ) |
|----------|--------|---------|----|
| 巡回バス利用者数 | 1,753人 | 2,000人 | 7 |

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

脆弱性評価

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

- ① リスク分散を重視した企業立地等の推進
 - ・ 首都圏等との同時被災リスクが少なく、広大な用地の確保が出来る地域特性を活かした工業団地への企業誘致が可能(例:データセンターなど)
 - 首都圏を中心とした道外企業に対して同時被災リスクの低さを P R した企業誘致活動を推進する 必要がある。

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

- ①企業の業務継続体制の強化
 - ・ 関係機関と連携した企業の業務継続計画 (BCP) 策定に関するセミナーの実施や情報提供
 - 関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

- ① 被災企業等への金融支援
 - ・被災した中小企業に対する金融支援制度北海道:北海道中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付、防災・減災貸付)
 - 被災企業が支援制度を円滑に活用できるよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

重点

- ① リスク分散を重視した企業立地等の推進
 - 災害に備えた経済活動のリスク分散のため、本社機能や生産拠点の分散・多重化を目的とした企業誘致活動を推進する。

推進事業
企業誘致推進事業(地域振興G)

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

- ①企業の業務継続体制の強化
 - 企業の業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を行う。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

- ① 被災企業等への金融支援
 - 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、 関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取り組みを推進する。

推進事業中小企業総合振興資金利子補給事業(商工観光G)

- 6 二次災害の抑制
- 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

【6-1-1】森林の整備・保全

- ① 防風保安林の整備・保全
 - ・ 強風から農作物・道路・住環境などを守る機能を有する防風保安林の維持・保全を図る。
 - 防風林が持つ機能を発揮させるための適切な整備・保全が必要である。

部門別計画 南幌町農業振興ビジョン

【6-1-2】農地・農業水利施設等の保全管理

- ① 農地・農業水利施設等の保全管理
 - 北海幹線用水路の改修(国)

北海地区: 実施中(2010年度~2025年度※予定)

・ 北海幹線用水路など、農業水利施設等の維持管理(北海土地改良区)

北海幹線用水路:全長約80km

(赤平市、砂川市、奈井江町、美唄市、三笠市、岩見沢市、南幌町)

集中水管理システムによる24時間リアルタイム監視での配水管理

タブレット、スマートフォン等で監視可能なクラウド型通信システムの導入

「非常時管理体制」の策定(事業所別・施設別)による連絡・巡視等の実施

かんがい通水の前後に実施する施設点検による安全確認などの適正な維持管理

- ・ 排水機場、揚水機場及び農業用排水路等の適正な維持管理
 - 受益者の潅水被害の最小化

施設機能の経年劣化など、老朽化の進行

- ・ 排水機場における排水機能向上の取組み
- 関係機関との連携による農業水利施設の適正な管理が必要である。
- 農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る必要がある。
- 排水機場の水位監視の省力化や監視機能の強化が必要である。

部門別計画 南幌町農業振興ビジョン

【6-1-1】森林の整備・保全

- ① 防風保安林の整備・保全
 - 防風保安林等の機能維持のため、植樹・間伐・保育等の適正な整備や維持管理を推進する。

推進事業 耕地防風林事業(農政G)

【指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|----------|-------|----------|
| 防風保安林の面積 | 117ha | 117ha → |

【6-1-2】農地・農業水利施設等の保全管理

重点

- ① 農地・農業水利施設等の保全管理
 - 農業水利施設が持つ洪水防止機能、防火用水機能、消流雪用水機能などの多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進する。
 - 災害時における農地の被害を低減し、農業生産体制を維持するため、農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。

機場(基幹水利)施設管理事業(土木G)

農業用排水路改修事業(土木G)

道営経営体育成基盤整備事業(農政G)

国営農業農村整備事業

推進事業

【国営かんがい排水事業_北海地区】(国・農政G)

国営農業農村整備事業

【国営かんがい排水事業_江別南幌地区】(国・農政G)

農地整備事業

【鶴城(一期)、鶴城(二期)、西幌、三重、暁(第1)、暁(第2) 暁(第3)】(道·農政G)

【指 標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値(方向性) |
|----------------|-----|----------|
| 施設稼働における機能不全件数 | 0件 | 0件 → |

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性評価

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

- ① 災害廃棄物の処理体制の整備
 - ・ 国の災害廃棄物対策指針の改定(2018年3月) 地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄 物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、発災直後からの応急対策、復旧・ 復興対策を実施する際に参考となる事項をとりまとめた指針
 - ・ 通常の収集運搬・処理業務の確保に努めながら、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、町民の 生活基盤の早期回復を目指すための方針
 - 大規模自然災害時においては、通常の生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋等の片付け ごみ、仮設トイレ等のし尿などの処理を円滑に行う必要がある。

部門別計画 南幌町地域防災計画

【7-1-2】地籍調査の実施

- ① 所有者不明土地対策の推進
 - 災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、道や他の市町村と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の現状把握に努める。

【7-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

重点

- ① 災害廃棄物の処理体制の整備
 - 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備・推進する。
 - ・ ごみの発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場候補地、民間処理業者との連携などに関する項目についての検証のほか、早期の復旧・復興に向けた最終処分場への円滑な搬出作業を 実施する上で必要となる仮置き場における分別方法の検討し、広域的な処理体制などを整備 する。

ごみ処理対策事業(環境交通G)

推進事業

南空知公衆衛生組合破砕処理施設改修負担金事業(環境交通G)

道央廃棄物処理組合焼却施設建設負担金事業(環境交通G)

【7-1-2】地籍調査の実施

- ① 所有者不明土地対策の推進
 - 災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、道や他の市町村と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の適正な処理を行い、円滑な利用を推進する。

7 迅速な復旧・復興等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

脆弱性評価

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

- ① 建設業者の連携協力の確立
 - ・ 災害応急対策業務等に関する協定の締結
 - 災害時における災害応急業務に関する協定(南幌町建設業協会)
 - 災害時における町内所管施設の配電設備等の応急復旧対応に関する協定
 - 水道施設等災害時における応急給水及び応急復旧に関する協定
 - 迅速な復旧・復興の担い手となる建設業者との連携協力が必要である。
 - 各種応援協定の締結など、平時における建設業者との連携体制の整備が必要である。

【7-2-2】行政職員等の活用促進

- ① 他団体技術職員による応援体制
 - ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 被災市区町村応援職員確保システム
 - 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。

② 災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- ・「南空知9市町社会福祉協議会における災害時相互支援協定」の締結(社会福祉協議会)
- ・ 北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」の締結(社会福祉協議会)
- ・ 社会福祉協議会が開催する各種ボランティア研修の実施
- 災害時に社会福祉協議会と連携してボランティアの活用体制を整備する必要がある。

③ 民間企業等との連携体制の整備

- ・ 民間企業等の資機材の提供等に関する各種協定の締結
- 民間企業等の技術等を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

- ① 建設業者の連携協力の確立
 - インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設 業者との連携・協力体制を強化する。
 - 建設業者との各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。

推進事業 防災対策事業(総務G)

【7-2-2】行政職員等の活用促進

重点

- ①他団体技術職員による応援体制
 - 災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、 被災時における受援体制の整備に向けた取り組みを推進する。

推進事業 防災対策事業(総務G)

② 災害時におけるボランティアの活用体制の整備

■ 災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会との連携によるボランティアの活用体制の整備を推進する。

③ 民間企業等との連携体制の整備

■ 大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

第4章 計画の推進管理

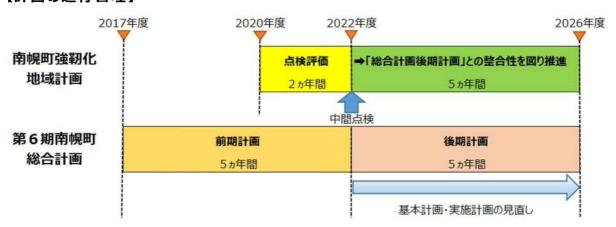
1 計画の推進期間等

計画期間は7年間とします。(2020年度~2026年度)

第6期南幌町総合計画との連動性を高めるため、第6期南幌町総合計画【後期計画】の見直し年度(2021年度)に合わせて、強靭化地域計画の推進状況や課題を整理し、見直す「中間点検」を行い、次年度以降5ヵ年の計画実施に反映させることで、第6期南幌町総合計画【後期計画】の実行期間(2022~2026年度5ヵ年間)と整合性を図ります。

また、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があり、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図ることとします。

【計画の進行管理】



2 計画の推進方法

(1)施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

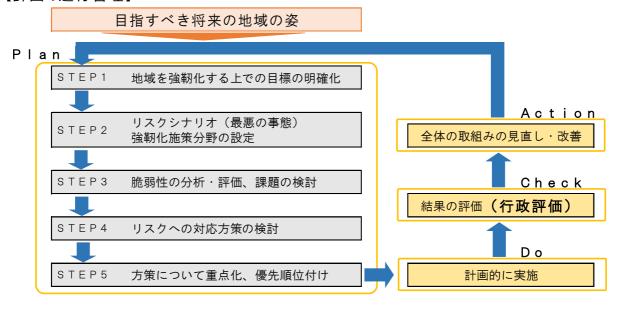
《 施策毎の推進管理のポイント 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、第6期南幌町総合計画の進行管理を担う行政評価の取り組みと連動させた施策プログラム全体の検証を行います。その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、強靱化のスパイラルアップを図ります。

【計画の進行管理】







南幌町強靭化地域計画

2020年4月発行

南幌町 まちづくり課 企画情報グループ

〒069-0292

北海道空知郡南幌町栄町3丁目2-1

電話 011-378-2121 FAX 011-378-2131

町 HP http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/